

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年8月29日（平成29年（行情）諮問第346号）及び同年9月8日（同第363号）

答申日：平成30年3月13日（平成29年度（行情）答申第519号及び同第521号）

事件名：特定税務署が保有する特定の行政文書を含む行政文書ファイルに係る行政文書ファイル管理簿の開示決定に関する件（文書の特定）
特定税務署が保有する特定の行政文書を含む行政文書ファイルにつづられている目次の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、文書1を開示し、文書2の一部を開示した各決定については、別紙の4に掲げる各文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月8日付け特定記号第51号及び同月16日付け特定記号第386号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、別紙の3のとおり開示等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、以下のとおりである（なお、意見書及び資料の内容は省略する。）。

（1）平成29年（行情）諮問第346号

ア 前提事実

審査請求人は、あらかじめ別の国税庁傘下の税務署で開示された開示方法を添付して開示請求をしたところ、特定税務署は電話で情報の加工になるから出来ないと通知し、開示請求情報とその他の情報を区別しないで開示した。また公式な処分といえるのか不明であるが開示請求部分を明示した付箋を開示文書に糊付けして郵送した。

イ 別紙の3の（1）アについて

- (ア) 現実の行政文書ファイル管理簿は紙ベースのものと、一元的管理システムとして電子媒体に存在するもの、E-GOVの3種がある。処分庁は法22条の趣旨に反し、それらの説明をしないであたかも紙ベースの行政文書ファイル管理簿が唯一の該当情報のようにみせかけ、一方的な開示をしたことは、法22条違反である。
- (イ) 審査請求人は最近、近畿財務局、大阪航空局及び中国財務局特定支所にPDF形式での開示を請求し、開示されている。現時点での詳細は省くがいずれも一元的管理システムを利用したモニターの画像に何らかの加工を加えて開示している。
- (ウ) 前提事実のとおり、過去に別の国税庁傘下の税務署で開示された開示方法で開示された実績がある。
- (エ) 一般に一部開示では不開示部分をマスキングしている。審査請求人が始めに要求した開示方法は一般の例に比べて不開示部分が開示請求以外の部分になるだけの話で基本的な情報加工法（パターン）は同一である。

ウ 別紙の3の(1)イについて

- (ア) 開示請求部分を明示した付箋を貼った行為は、個人職員が勝手に行った行為で行政処分にあたらないという主張をするつもりで予防線を張った行為であろうが、大阪国税局など上の部署と相談した上での行為であることは間違いないから組織的行為である。
- (イ) 識別番号の100912344のファイル名には「行政不服申立」などと記載されており、課税処分に関わるものではなく、情報公開その他の処分に対する不服申立てのはずである。審査請求人に対し、何度も単純ミスを繰り返したとする特定税務署がまたしても注意を怠り単純ミスを犯したとは考えにくい。わざと単純ミスのふりをしている。
- (ウ) 上記(イ)だけであれば、例によって担当職員の単純ミスとの主張が通りやすいが、しかし、審査請求人は該当文書の基となる裁決書の課税処分・事実関係・裁決書日付が一致する識別番号100912959を既に開示請求している。開示内容には、裁決書は黒塗りですら開示されていず、非開示情報にも当たっていない。不存在とすらしていない。

これは、諮問庁が始めから虚偽で主張した不服申立ファイルには、異議決定書・裁決書は含まれないとの虚偽を真実にみせかける一貫した嘘の連鎖による。

また、付箋の貼られた識別番号の100912344は作成時期が2010年4月1日となっている。識別番号100912959の取得日は2007年(原文ママ)9月9日であり、この日付は裁

決書 2 頁に記載された審査請求日 9 月 8 日の一日後である。不服申立人が不服審判所に郵送した到着日が 9 日であったため、特定税務署のコピー取得日が一日後にずれたものと思われる。このファイルに裁決書はとじられるべきものである。

エ 別紙の 3 の (1) ウについて

(ア) 審査請求人はこれまで、特定法人二社の開示請求以外の開示請求のほとんどは、別紙の 3 の (1) ウに記載した文書分類と保存期間が虚偽との確信に基づいて行ったものである。

これまで特定税務署は特定法人 a 他、納税者から課税処分の取消しを求められた場合裁決書・異議決定書が含まれる行政文書ファイル管理簿は申告書・決議書等関係書類で保存期間は 7 年との見解を続けてきた。

(イ) しかしながら、開示対象文書一枚物の行政文書ファイル管理簿に記載された二つの申告書・決議書等関係書類の取得日は裁決書に記載された審査請求日・裁決日の日付と重ならない。従ってこれら二つのファイルに裁決書がとじられることはあり得ないことになる。

(ウ) 別紙の 3 (1) イ及びウいずれをとっても、もはや特定税務署の裁決書・異議決定書が含まれる行政文書ファイル管理簿は申告書・決議書等関係書類で保存期間は 7 年との見解は成り立たない。

(2) 平成 29 年 (行情) 諮問第 363 号

ア 別紙の 3 の (2) アについて

審査請求人の開示請求書の別紙の開示請求内容と比べれば内容の違いは明らか。

処分庁は、あらかじめ開示決定書を送付前に請求内容を伝えてきたが、審査請求人はそれでは請求の趣旨が歪められるので変更は許さないと伝えてあったが、無視された。

イ 別紙の 3 の (2) イについて

(ア) 開示されたエクセル仕様の一覧表は急いで作られた感が強い。目次とはいえない内容で空白がある表と空白のない表があるのは何故か。また、全 6 件の裁決書開示請求が行われた体裁だが、国税不服審判所の開示対象裁決書は全件ではなく、一部である。国税不服審判所ではなく、税務関係者が課税庁から個別の裁決書を特定し入手することは相当困難であるが、本当に全件開示請求があったのか疑問である。(情報公開で全件公開の有無を確認することは可能である)

(イ) 下記ウ (キ) から本件に関係する裁決書等以外の訴訟外税務争訟の経緯と内容は別の開示請求で開示されている。目次によれば、目次に関係する本体部分には異議決定書・裁決書のみ含まれることに

なりそうだが、その主張で良いか。一事件を分断するような整理を行政がしているのか。

ウ 別紙の3の(2)ウについて

審査請求人は処分庁の50号及び51号開示文書とは異なる複数の時期の行政文書ファイル管理簿があるので具体的詳細な資料添付と説明は後日行い要旨だけを述べる。

(ア) 国税庁等が保有する標準文書期間基準レコード識別番号100912335及び100912344の行政文書の番号は7桁コードから9桁に変更されている。審査請求人は、電話で9桁コードは公文書管理法施行後に定められたもので番号が少ないものほど変更時期が古いことで、総務省、国税局、財務局の見解が一致していることを確認している。

(イ) 審査請求人が広島財務局特定支所で直接行政文書ファイル管理簿一元システムのモニター画面を見分し、担当職員に確認したところ一元的管理システムは原則年一度の更新手続の前にデータ等を担当者が加除変更することは可能であるとの説明を受けた。

(ウ) 総務省のe-GOV行政文書ファイル管理簿の内容は担当者の説明によれば、一元的管理システムにより更新されてからe-GOVの内容を加除変更することは原則できないとのことである。

(エ) 審査請求人が開示請求で入手した国税庁・広島国税局の「標準文書保存期間基準について」によれば、大分類索引番号8共通(訴訟関係)－中分類索引番号32訴訟関係書類－小分類訴訟関係書類に対応する保存期間は訴訟が終結する日に係る特定日以後10年とされている。同じ大分類の中分類索引番号33は、行政不服申立て、行政審判・・・とされ、小分類は異議、不服申立関係書類とされている。

大分類索引番号課税54(不服申立・訴訟)中分類索引番号403の名称は不服審査関係書類、小分類の名称は異議申立関係書類と記載している。

(オ) 審査請求人が特定税務署から入手した数年前の行政文書ファイル管理簿には法人税課税第一部門の作成・管理するものに小分類が訴訟となっているものが数件あり、保存期間の関係から少なくとも3件は最近の行政文書ファイル管理簿にも当然掲載されなければならないが、法人税課税第一部門の作成・管理するものに小分類が訴訟となっているものが見当たらない。また、開示内容から過去に小分類が訴訟だった文書が不服申立てに改ざんされたものも特定できた。e-GOVでは小分類訴訟の記載や訴訟提起の日付(年、年度、事業年度の開始日・終了日と異なる日付)が記載されているが特定税

務署の紙ベース行政文書ファイル管理簿にはその記載が抜け落ちている。これらの事後的改ざんは特定税務署の情報公開担当者の作為つまり、改ざんの意思と行為がなければ、あり得ないことである。

なお、e-GOVに存在し、一元的管理システムから除かれている行政文書ファイル管理簿の存在を知ったのは審査請求人が特定市特定地域の土地売却に係る近畿財務局が保有する行政文書ファイル管理簿に掲載されていない近畿財務局が保有するe-GOV文書を見つけたことに始まる。本件はその応用を行ったものである。

日本の行政機関はかかる改ざん行為を日常的に行うのかと思うと背筋が凍る思いがする。

(カ) そうすると、特定税務署は一元的管理システムが加除変更可能であることを利用して小分類から「訴訟」の文字を改変したとみる他ない。また上記(オ)により、除外された訴訟関係書類を大分類不服申立・訴訟関係文書に振り替えた可能性が高い。

(キ) また特定記号第50号及び同第51号の基になる裁決書に対応する課税処分の争いの経過と内容について過去に審査請求人は処分庁に開示請求している。裁決書を除くものが一部開示決定され裁決書を非開示とする開示処分は行われなかった。50号及び51号の基になる裁決書の開示内容が特定できたのも、開示された内容に裁決日が記載されていたからであり、記載されていなければ特定できなかったものである。

(ク) 上記(キ)は審査請求人と特定税務署との異議決定書・裁決書の保存年限を7年か10年かとする争いが原因で開示も不開示処分も行わなかったと推定する。またあらかじめ、審査請求人が今回と50号及び51号のような開示請求をすることを予期して、念を入れ予防的に上記(オ)及び(カ)の行為を行った可能性が高い。

(ケ) 本件対象文書に係る上記(キ)及び(ク)の経緯から特定税務署は課税処分の争いの経過と内容については小分類異議申立関係書類、異議決定書・裁決書は大分類訴訟関係小分類異議、不服申立関係書類に分断保管していると主張しているに等しい。

(コ) しかし、上記(ケ)の主張だといずれにしても、異議決定書・裁決書の保存年限は10年との虚偽主張をしていたことになるし、異議決定書等が中分類61の申告書・決議書等関係書類に保管され、保存期間は7年との主張は真っ赤な嘘だったことが明白である。

エ その他

特定税務署はこれ以上の公文書偽造や欺もう行為を止めてほしい。それほど日本の役人は腐っているのか。アメリカの役人のように正直にはなれないのか。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 平成29年（行情）諮問第346号

(1) 本件開示請求等について

本件開示請求は、特定税務署長（処分庁）に対して、別紙の1（1）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求に対し文書1を特定し、平成29年3月8日付け特定記号第51号により、文書1についてその全部を開示する決定（原処分1）を行った。

これに対し、審査請求人は、「開示請求した情報開示対象部分とそれ以外の部分が判別できるように何らかの方法で分別するか、開示請求した情報開示対象部分のみの開示を求める。」、「処分庁が付箋で教示したレコード識別番号100912344は虚偽であり、正しいレコード識別番号を教示せよ。」及び「処分庁は裁決書・異議決定書が含まれる行政文書ファイル管理簿は申告書・決議書等関係書類で保存期間は7年との見解を撤回せよ。」と主張していることから、以下、原処分1の妥当性について検討する。

(2) 原処分1の妥当性について

ア 本件開示請求は、処分庁に対して、別紙の1（1）（以下、第3において「本件開示請求事項」という。）の開示を求めるものである。

イ 処分庁は、行政文書ファイル管理簿の本件開示請求事項を含む頁の全てを文書1として特定し、原処分1を行った。

ウ 法2条2項及び3条の規定によれば、法が、法に基づく開示請求の対象を「情報」ではなく「行政文書」としていることは明らかであり、開示請求者が、本件開示請求のように、記録されている情報の面から開示を請求する文書を特定した場合であっても、開示決定等に当たっては、当該行政文書全体を対象として特定すれば足りるものと認められる。

エ また、審査請求人は、「処分庁が付箋で教示したレコード識別番号100912344は虚偽であり、正しいレコード識別番号を教示せよ。」と主張する。

オ この点について、諮問庁職員をして処分庁に確認したところ、開示請求書に記載されている、「平成29年2月1日付特定記号第145号行政文書開示決定通知書により開示された行政文書（以下「先行開示文書」という。）」は、レコード識別番号100912344の行政文書ファイルに含まれていることが確認された。

カ さらに、審査請求人は、文書1について、「開示請求した情報開示対象部分とそれ以外の部分が判別できるように何らかの方法で分別するか、開示請求事項のみの開示を求める」と主張する。

キ これは、処分庁に対して、本件開示請求事項が含まれる行政文書を特定した後に、新たに行政文書を作成又は加工することを要求しているものと認められるが、法に基づく開示請求権は、あるがままの形で行政文書を開示することを求める権利であり、処分庁には、審査請求人の主張するような、新たに行政文書を作成又は加工して開示する義務はない。

なお、「行政機関の長には、新たに行政文書を作成又は加工して開示する義務までではない」という情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成27年度（行情）答申第793号）及び「開示請求権は、あるがままの形で行政文書を開示することを求める権利であり、行政機関の長は、第6条に規定する部分開示による場合及び第14条第1項に規定する特別の開示の実施の方法による場合を除き、新たに行政文書を作成又は加工する義務はない」という解釈（総務省行政管理局編『詳細情報公開法』30頁）で、この点は明らかにされている。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、原処分1の妥当性を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、本件開示請求につき、文書1を特定し、その全てを開示した原処分1は妥当である。

2 平成29年（行情）諮問第363号

(1) 本件開示請求等について

本件開示請求は、特定税務署長（処分庁）に対して、別紙の1（2）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求に対し文書2を特定し、平成29年3月16日付け特定記号第386号により、文書2についてその一部を開示する決定（原処分2）を行った。

これに対し、審査請求人は、「開示決定書の開示文書名には、審査請求人が請求した内容の趣旨を著しく歪めている。審査請求人の請求内容に改められたい。」、「開示された文書は偽造であることから、正しい情報を改めて開示されたい。」及び「処分庁は二度の行政文書ファイル管理簿及び本件対象文書の開示において公文書を偽造した疑いがある。この点について釈明を求める。」と主張していることから、以下、原処分2の妥当性について検討する。

(2) 原処分2の妥当性について

ア 本件開示請求は、別紙の1（2）の開示を求めるものである。

イ 別紙の1（2）の「上記（1）のファイル特定箇所」については、

本件開示請求書の別紙2の「1のi」（別紙の1（1））において、「特定税務署が保有する平成29年2月1日付特定記号第145号行政文書開示決定通知書により開示された行政文書が含まれる行政文書ファイル管理簿記載頁のうち特定箇所」（以下、第3において「本件特定箇所」という。）と記載されている。

ウ 処分庁は、本件特定箇所に記載されている行政文書ファイルには、先行開示文書を含む5件の行政文書及び目次がつづられていること、当該目次には、5件の行政文書について記載があること、当該目次に記載されている行政文書のうち番号1の「作成取得年月日」、「記号番号」、「行政文書件名」が先行開示文書と一致していることを確認した。

このため処分庁は、当該目次である文書2を本件開示対象文書として特定し、原処分2を行った。

エ この点について、諮問庁職員をして確認したところ、本件特定箇所に記載されている行政文書ファイルには、先行開示文書を含む5件の行政文書及び当該目次がつづられていること、当該目次には5件の行政文書の「作成取得年月日」、「記号番号」、「行政文書件名」が記載されていること、また、そのうち番号1について、当該目次の記載と先行開示文書の「作成取得年月日」、「記号番号」、「行政文書件名」が一致していることが確認された。

したがって、原処分2における文書2の特定は妥当と認められる。

オ なお、処分庁は、文書2を特定し、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」について補正を求めたが、審査請求人は応じなかった。

（3）審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、原処分2の妥当性を左右するものではない。

（4）結論

以上のことから、本件開示請求につき、文書2を特定し、その一部を開示した原処分2は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成29年8月29日 諮問の受理（平成29年（行情）諮問第346号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年9月8日 諮問の受理（平成29年（行情）諮問第363号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）

- ⑤ 同月 28 日 審査請求人から意見書及び資料を收受
(平成 29 年(行情)諮問第 346 号)
- ⑥ 同年 10 月 10 日 審査請求人から意見書及び資料を收受
(平成 29 年(行情)諮問第 363 号)
- ⑦ 同月 26 日 審議(同上)
- ⑧ 平成 30 年 2 月 26 日 本件対象文書の見分(同上)及び審議
(平成 29 年(行情)諮問第 346 号及び
同第 363 号)
- ⑨ 同年 3 月 9 日 平成 29 年(行情)諮問第 346 号及び
同第 363 号の併合並びに審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、原処分 1 により文書 1 を開示する旨を決定し、原処分 2 により文書 2 の一部を開示する旨を決定した。

審査請求人は、原処分に対し、別紙の 3 (1) ア並びに (2) ア及びイのとおり主張し、これは、要するに本件対象文書以外の文書の特定を求めているものと解されるどころ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、原処分における文書特定の妥当性について検討する。

なお、審査請求人は、別紙の 3 (1) イ及びウ並びに (2) ウのと通りの主張もしているが、その内容は原処分に対する不服とは認められないものであるから、当該主張については判断しない。

2 文書特定の妥当性について

(1) 本件開示請求の趣旨について

本件開示請求は、別紙の 1 に掲げる文書(本件請求文書)の開示を求めるものであるところ、これに記載されている「平成 29 年 2 月 1 日付特定記号第 145 号行政文書開示決定通知書により開示された行政文書」(先行開示文書)について、諮問庁からその写しの提示を受けたところ、これは、国税不服審判所長による平成 22 年 9 月 3 日付け裁決書であることが認められる。

したがって、本件開示請求は、特定税務署が保有する行政文書ファイル管理簿のうち、上記裁決書(先行開示文書)を含む行政文書ファイルが記載されている箇所等の開示を求める趣旨のものであると認められる。

(2) 文書 1 について

ア 開示請求者(審査請求人)は、別紙の 1 (1) のとおり、特定税務署が保有する行政文書ファイル管理簿のうち先行開示文書を含む行政文書ファイルが記載されている箇所の開示を求めているものと解され、

処分庁は、原処分1において、これに該当するものとして文書1を特定した。

当審査会において文書1を確認したところ、文書1は、行政文書ファイル管理簿の特定の頁（1枚）であり、合計21の行政文書ファイルに係る記載がされているものと認められるが、その記載上、それら合計21の行政文書ファイルのうち、いずれのものに先行開示文書がつづられているのかは判然としない。

そこで、諮問庁から先行開示文書がつづられている行政文書ファイルにつき、その背表紙を含む写しの提示を受けて確認したところ、文書1には、当該行政文書ファイルのレコード識別番号等が符合する行政文書ファイルに係る記載がされていることが認められる。

イ 審査請求人は、原処分1に対する審査請求書において、別紙の3（1）アのとおり主張しているところ、これは、要するに、文書1のうち先行開示文書が含まれる行政文書ファイルに係る部分を識別できるように加工することを含め、これを識別できる文書の開示を求めているものと解される。

ウ しかしながら、法2条2項及び3条の規定によれば、法に基づく開示請求権の対象は「情報」ではなく「行政文書」とされ、この「行政文書」は「当該行政機関が保有しているもの」に限られていることは明らかであり、この開示請求権は、あるがままの形で行政文書を開示することを求める権利であると解される。そのため、開示請求者が、記録されている情報の面から開示を請求する行政文書を特定した場合であっても、当該行政文書のうちその情報が記録されている部分のみが開示の対象となるものではなく、当該行政文書全体が開示の対象となるものというべきであり、換言すれば、行政機関の長は、開示決定等に当たり、当該行政文書全体を対象として特定すれば足り、新たに行政文書を作成又は加工して開示する義務まではないと解される。

したがって、審査請求人の上記イの主張のうち、文書1のうち先行開示文書が含まれる行政文書ファイルに係る部分を識別できるように加工することを求める点は、理由がない。

エ さらに、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、特定税務署が保有する行政文書ファイル管理簿であって、先行開示文書が含まれる行政文書ファイルのみが記載されているものの保有の有無を確認させたところ、そのようなものは保有していないとのことであった。当該説明については、特段不自然・不合理な点はなく、首肯できる。

オ 以上より、特定税務署において、文書1の外に別紙の1（1）に該当する文書を保有しているとは認められない。

（3）文書2について

ア 開示請求者（審査請求人）は、別紙の１（２）の開示も求めており、その意味するところは必ずしも明確ではないが、要するに、先行開示文書の特定に資する文書の開示を求めるものと解される。処分庁は、原処分２において、これに該当するものとして文書２を特定したところ、審査請求人は、原処分２に対し、別紙の２（２）ア及びイのとおり主張しているが、これは、要するに、文書２を特定したことは不当であり、他の文書を特定すべきである旨を主張するものと解される。

イ 原処分２の開示決定通知書を見ると、文書２については、先行開示文書が含まれる行政文書ファイルにつづられている「目次」である旨記載されており、その内容は、諮問庁から提示を受けた、上記（２）アの行政文書ファイルの写しに含まれている目次と同一のものであると認められる。

また、文書２には、先行開示文書を含む４件の裁決書及び１件の異議決定書（以下、併せて「本件裁決書等」という。）に係る記載がされているが、実際、上記行政文書ファイルの写しには、本件裁決書等及び国税不服審判所からの先行開示文書を含む４件の裁決書に係る各１通の送付書（以下、先行開示文書に係る送付書を「本件送付書」といい、４件の送付書を併せて「本件送付書等」という。）以外の文書はつづられていない。当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該行政文書ファイルは年度を基準に作成したものとことであり、これを踏まえると、諮問庁から提示を受けた上記行政文書ファイルの作成時期が平成２２年度であること、本件裁決書等及び本件送付書等の作成日付及び取得日付が平成２２年９月３日から平成２３年１月１８日であることに加え、先行開示文書を含む５件の行政文書が裁決書及び異議決定書であって、その件に関してその後別の文書が作成・取得されなくとも不自然でないことに照らせば、当該行政文書ファイルに、目次のほか先行開示文書を含む本件裁決書等及び本件送付書等以外の文書がつづられていないことも、特段不自然とはいえない。なお、文書２に本件送付書等についての記載がないことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、裁決書に係る国税不服審判所からの送付書については、当該裁決書と一体的のものとして管理しており、目次には裁決書に係る記載のみをしているとことであり、このような文書の管理方法が不合理とまではいえず、いずれにしても、このことは文書２以外の文書の存在をうかがわせるものではない。

したがって、原処分２において、文書２を特定したことは妥当である。

ウ もっとも、文書２には、先行開示文書について、「作成取得年月

日」，「記号番号」及び「行政文書件名」に係る記載のほか，「開示部分開示 不開示」（開示請求がされた場合の対応の別を記載したものと解される。）に係る記載がされているのみであり，これがいかなる行政文書ファイルにつづられたものであるかを特定できる記載はされていないことが認められる。

他方，諮問庁から提示を受けた，上記（２）アの行政文書ファイルの背表紙部分の写しには，当該行政文書ファイルの「作成年度」，「大分類名」，「中分類名」，「名称（小分類）名」や，レコード識別番号等の記載があることが認められ，文書１の内容に照らすと，これらの情報に基づけば，文書１に記載されている合計２１の行政文書ファイルのうち，いずれの行政文書ファイルが先行開示文書を含むものであるかを特定できると認められる。

本件開示請求は，上記アのとおり，要するに，先行開示文書の特定に資する文書の開示を求めるものと解されるのであるから，先行開示文書がつづられている行政文書ファイルの背表紙部分についても，開示請求の対象として特定することが相当である。

エ さらに，本件送付書には国税不服審判所から特定税務署に先行開示文書を送付した際の送付日付や文書番号等に係る情報の記載があることが認められる。

本件開示請求は，上記アのとおり，要するに，先行開示文書の特定に資する文書の開示を求めるものと解されるのであるから，本件送付書についても，開示請求の対象として特定することが相当である。

- （４） そのほか，特定税務署において本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有していることをうかがわせるに足りる事情は認められない。
- （５） したがって，特定税務署において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として，別紙の４に掲げる各文書を保有していると認められるので，これを対象として，改めて開示・不開示を判断の上，開示決定等をすべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求につき，本件対象文書を特定し，文書１を開示し，文書２の一部を開示した各決定については，特定税務署において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の４に掲げる各文書を保有していると認められるので，これを対象として，改めて開示決定等をすべきであると判断した。

（第４部会）

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙

1 本件請求文書

- (1) 平成29年2月1日付特定記号第145号行政文書開示決定通知書により開示された行政文書が含まれる行政文書ファイル管理簿記載頁のうち特定箇所。
- (2) 上記(1)のファイル特定箇所に複数の文書がある場合には、レコード識別番号及び特定税務署内部日付付きの文書番号など文書の特定が出来るものすべて。

2 本件対象文書

- 文書1 行政文書ファイル管理簿（平成29年2月1日付特定記号第145号行政文書開示決定通知書により開示した行政文書が含まれる行政文書ファイルが記載されている頁）
- 文書2 平成29年2月1日付特定記号第145号行政文書開示決定通知書により開示された行政文書が含まれる行政文書ファイルに綴られている目次

3 審査請求の趣旨

- (1) 平成29年（行情）諮問第346号
 - ア 開示請求した情報開示対象部分とそれ以外の部分が判別できるように何らかの方法で分別するか、開示請求した情報開示対象部分のみの開示を求める。
 - イ 処分庁が付箋で教示したレコード識別番号10912344（原文ママ）は虚偽であり、正しいレコード識別番号を教示せよ。
 - ウ 処分庁は裁決書・異議決定書が含まれる行政文書ファイル管理簿は申告書・決議書等関係書類で保存期間は7年との見解を撤回せよ。
- (2) 平成29年（行情）諮問第363号
 - ア 開示決定書の開示文書名には、審査請求人が請求した内容の趣旨を著しく歪めている。審査請求人の請求内容に改められたい。
 - イ 開示された文書は偽造であるから、正しい情報を改めて開示されたい。
 - ウ 処分庁は二度の行政文書ファイル管理簿及び本件対象文書の開示において公文書を偽造した疑いがある。この点について釈明を求める。

4 改めて開示決定等をすべき文書

- (1) 先行開示文書がつづられている行政文書ファイルの背表紙
- (2) 本件送付書